

大阪市内にすむ住民票を剥奪された市民の

選挙権の

行使に関する陳情に、署名をおねがいます！！

住民票

住民サービスが受けら

ません。大阪府は、住所がない人たちに選挙権行使を認めると、二重投票不正投票を防げなくなり、選挙の公正さが保てないと言います。

ほんとうでしょうか。東日本大震災の被災地では、住民が住めなくなった市町村でも、住んでいない住所の住民登録による選挙人名簿

で、選挙がおこなわれています。けれども、二重登録や不正投票で困っているという話は聞きません。昨年3月には、成年被後見人が、後見人

が付いたため選挙できなくなったことを不服として訴えた裁判で、東京地裁が違憲判決を出し、7月の参院選からは、成年被後見人にも選挙権

行使が可能になりました。また、昨年9月には、大阪高裁が受刑者の選挙権制限を違憲とする判決を出しました。「憲法前文に『正当に

選挙された国会における代表者』とは、すべての国民により選挙された代表者でなければならず、一部の国民を除外して選挙された代表者は、

正当に選挙された代表者とはいえない」と判示しました。「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすること

とは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず」、「そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事情

がなければ」制限してはならないという在外日本人選挙権確認裁判の最高裁判決を根拠としたものです。猪瀬元東京都知事は5000万円の選挙

資金について公職選挙法違反を認め、5年間の公民権停止になりました。しかし、貧困ゆえに住所をもてない人たちが何をしようか？選挙の公正を害する行為をする以前に、やむを得ない事情もないのに、選挙権を制限するのは、差別以外の何ものでもありません。

4・5釜ヶ崎大弾圧救援会 【連絡先・住所】大阪府西成区太子2-1-2、釜ヶ崎医療連絡会議気付 06-6647